

平成 29 年 9 月 6 日 公告

「日本橋外 3 橋改良その他工事」

設計図書の一部に落丁がありました。下記正誤表をご確認ください。

### 正誤表

訂正箇所	誤	正
別紙-4 特記仕様書（足場工）	落丁	<p style="text-align: center;">特記仕様書(足場工)</p> <p>本特記仕様書は、日本橋外 3 橋改良その他工事に適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 日本橋は、道頓堀川に架かる橋梁であり、河川条件として非出水期（11月1日～翌年6月15日）での施工を原則とする。 木津川大橋は、木津川に架かる橋梁であり、河川条件として非出水期（11月1日～翌年6月15日）での施工を原則とする。</li></ol> <p>工事期間：平成 29 年 11 月 1 日～平成 30 年 2 月 28 日</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2. 足場工は、原則、設計変更の対象としないものであるが、交通規制条件や河川許可条件、または、詳細設計の施工方法の検討結果により、施工時間帯及び施工日数の変更や追加工事等が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。</li><li>3. 受注者は、仮設工および足場工について、現地調査を基に施工計画書を作成し、監督職員の確認を得るものとする。</li><li>4. 受注者は、施工計画書に基づき、監督職員が提出する河川占用許可書（一時占用）の添付資料を作成し、監督職員に提出するものとする。</li><li>5. 受注者は、河川管理者の許可を受けてから現場着手を行うものとし、仮設工および足場工設置後、許可条件との整合について、監督職員の確認を得なければならない。</li></ol>